## 【平成29年4月1日時点】

~短時間労働者労働時間延長コース~

## キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長コース)の支給申請書類の提出チェックリスト 兼 受領書

|--|

- 短時間労働者の週所定労働時間延長後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月以内に提出してください(期間厳守)。
- 支給申請書は必要な書類を添えて**記入・押印漏れがないよう**提出してください。
- 添付書類のうち、雇用契約書、出勤簿、賃金台帳については、別途作成するのではなく、事業所が整備・保管している原本 の写しを提出して下さい。
- 支給申請書類に押印する印鑑は 雇用保险適用事業所設置届に押印された事業主印と同一である必要があります。

○ 訂正等が必要な場合のため、各様式ごとに捨印を担める。 	P印することをお勧めします。	<b>\</b>					
提出書類	確認事項	<b>事業主</b> チェック	労働局 チェック				
労働局長の確認を受けたキャリアアップ計画書(写) (※変更届を提出している場合は変更届も提出必要)	□ キャリアアップ計画の確認を受けた事業主であるか						
支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)	□ 雇用保険の適用事業主であるか □ 不支給要件に該当していないか						
支払方法・受取人住所届 <未登録の場合>	□ 法人名義となっているか(申請者が法人の場合) □ インターネットバンクの口座となっていないか						
キャリアアップ助成金支給申請書(様式第7号)	□ 申請期限内に提出されているか						
短時間労働者労働時間延長コース内訳 (様式第7号別添様式8)	□ 申請期限内に提出されているか						
対象労働者の週所定労働時間の延長前と延長後の雇用契約 書(労働条件通知書)(写)	□ 労働時間が延長されているか						
対象労働者の賃金台帳等(写) (労働時間延長前6か月分と延長後6か月分)	□ 賃金支払いの実態確認						
対象労働者の出勤状況が確認できる出勤簿やタイム カード(労働時間延長前6か月分と延長後6か月分) (写)	□ 出勤状況や雇用実態の確認						
事業所確認票(様式第8号)や登記事項証明書(写)	□ 中小企業事業主であることの確認						
特定適用事業所該当通知書(写)	□ 特定適用事業所である場合は提出が必要						
任意特定適用事業所該当通知書(写)	□ 任意特定適用事業所である場合は提出が必要						
以下の書類は場合に応じて提出してください。							
生産性要件に係る加算分を含めた支給申請の場合	□ 生産性要件算定シート(共通要領様式第2号) □ 算定の根拠となる証拠書類(損益計算書、総勘定元帳、 確定申告書Bの青色申告決算書や収支内訳書など)	、総勘定元帳、 □					
その他労働局長が必要と認める書類	□ 確認事項については、上記の書類以外に提出を求める場合があります。						
		局受付印					

その他労働局	同長か必要と認める書類 	る場合があります。	,		
備考(労働局記入欄)		労働局	労働局受付印		
	上記について確認しました。	確認者署名			